

## 1. 意見募集の趣旨

専門調査会において、次期の電波利用料の見直しに向けた議論に資するため、以下の項目について無線局免許人等広く意見を募集する。

意見募集で提出された意見は、専門調査会における議論の参考とする。また、必要に応じて、提出された意見の内容を把握するため、ヒアリング等を実施する場合もある。

## 2. 意見募集の概要

電波利用料制度は、電波利用の拡大に伴う不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用（電波利用共益費用）を受益者である無線局の免許人等に分担していただくものとして、平成5年4月に導入されたもので、電波法第103条の2に定められている。

### (1) 電波利用料の用途及び予算規模

電波利用料の用途は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務として、個別具体的な事務が電波法第103条の2第4項に定められている。

今後の用途の在り方や予算規模等について意見を募集する。

### (2) 電波利用料の料額

電波利用料の料額は、電波利用共益費用の財源に充てるため、免許人等が無線局の区分等に従い納付する金額が電波法別表6（第103条の2関係）等に定められている。

今後の料額の在り方や措置すべき点等について意見を募集する。

### (3) その他

電波利用料制度に関して、その他措置すべき点について意見を募集する。

## 3. 意見募集要領

意見募集については、ホームページに掲載するほか、報道発表を行い、発表から1ヶ月程度募集を行う。